

平成28年矢巾町議会定例会1月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (1月4日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 会	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	7

27 請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願

○議案第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	8
○発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について	10
○閉 議	11
○署 名	13

議案目次

平成28年矢巾町議会定例会1月会議

1. 請願・陳情の審査報告

27 請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願

2. 議案第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分 に關し承認を求めることについて

3. 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

平成28年矢巾町議会定例会1月会議議事日程（第1号）

平成28年1月4日（月）午前10時開会

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 会議期間の決定

第 4 請願・陳情

27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願

第 5 議案第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に關し承認を求めることについて

第 6 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸	秀雄	議員	2番	水本	淳一	議員
3番	廣田	清実	議員	4番	高橋	安子	議員
5番	齊藤	正範	議員	6番	村松	信一	議員
7番	昆	秀一	議員	8番	藤原	梅昭	議員
9番	川村	農夫	議員	10番	山崎	道夫	議員
11番	高橋	七郎	議員	12番	長谷川	和男	議員
13番	川村	よし子	議員	14番	小川	文子	議員
15番	藤原	由巳	議員	17番	米倉	清志	議員
18番	廣田	光男	議員				

欠席議員（1名）

16番 藤原義一議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長	山本良司君	企画財政課長	川村勝弘君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一君	生きがい推進 課長	菊池由紀君
住民課長	村松康志君	農林課長 兼農業委員會事務局長	高橋和代志君
道路都市課長	菅原弘範君	区画整理課長	藤原道明君
商工観光課長	浅沼仁君	上下水道課長	吉田孝君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長	立花常喜君	社会教育課長	山本功君
代表監査委員	吉田功君	農業委員會長	高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開会

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を開会いたします。

○議長（廣田光男議員） 平成28年の年頭に当たり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

（議長 廣田光男議員 登壇）

議員各位におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお喜びを申し上げます。また、昨年中は議会の運営に当たり格別のご理解とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

私は、昨年の5月に議長に就任いたしましたが、振り返ってみると内外とも多難な年がありました。議会におきましては、平成24年度から取り組んでまいりました議会改革の集大成と申しますか、議会基本条例の制定、そして議会議決事項の拡大による第7次総合計画基本構想の議決と息つく暇もないぐらいの多忙なスケジュールの連続がありました。さらに、4月には矢巾町長選挙、町議会選挙、そして9月には県議会議員選挙と続き、まさに昨年は選挙の年でもありました。また、あってはならない中学校におけるいじめによる自殺事件が発生し、夏まつりや各種の行事も自粛するなど、町民にとりましても厳しい日常の一年がありました。

昨年の安倍政権は、アベノミクス第二弾と称して、地方創生事業として地方版総合戦略を展開し、本町においても基本構想において将来人口予測を2万7,000人から3万人とする戦略を立て、矢幅駅周辺区画整理事業107億円完成とあわせ、岩手医科大学病院の平成31年5月開院に向けた総合計画が待ったなしの段階に差しかかっております。こうした状況の中で、皆さんの声を的確に町政に反映させることができるとも議員の責務であると考え、さらに少子高齢化社会の到来を迎える、福祉政策を中心とする矢巾町の将来像をどう構築するかという課題をたくさん抱えております。今後議員各位の協力なくして何一つ課題を解決することは不可能であります。ことしもより一層のご支援をよろしくお願いを申し上げます。

私ども町議会議員は、議会におきまして通年議会の開催、町民との懇談会の開催をするなど、開かれた議会とするため、さまざまな議会改革にも取り組んでまいりましたが、新たな取り組みとして第7次総合計画の策定に当たり、従来行政当局のみで策定していた総合計画を議会が議決事項としたことから、この12月において可決したところであります。これからは、町当局も議会も一緒になって計画の推進に責任を持ち、町政を進めることになったもの

であります。新しい年を迎えるに当たり、心新たにして矢巾町の躍進の年となるように皆さんとともに歩んでまいりたいと思います。この一年が議員各位にとりまして実り多い一年でありますようご祈念して、年頭の挨拶といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、町長より挨拶をいただきます。高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長さんから発言の機会を賜りましたので、平成28年矢巾町議会定例会1月会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん、改めて新年明けましておめでとうございます。昨年中は、本当に皆さん方にはお世話になりました。どうぞことしもよろしくお願ひを申し上げます。廣田議長さんをはじめ、議員各位におかれましては、輝かしい新年をお迎えになられましたことを心よりお喜びを申し上げる次第であります。

平成28年度は、町政運営の指針であります第7次矢巾町総合計画の初年度であり、また基本理念でもあります希望と誇りと活力にあふれ、躍動するまち矢巾の実現に向け、新たな総合計画に沿って町政運営を行ってまいります。中でも人口減少対策や高齢者の健康長寿の延伸、岩手医科大学附属病院総合移転に伴う定住化の促進、産業振興による雇用の拡大などの各施策の実現に向け、しっかり取り組んでまいります。また、平成28年度からは、町民の利便性の向上と合理的に施策を実現させるために機構改革を行うこととしており、町民福祉の向上と安全、安心のまちづくりに向け取り組んでまいります。

どうか今後とも矢巾町の発展と平成28年の町政運営につきましては、町民の皆様方、そして議員各位のご理解を賜りながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご支援を賜りますよう心からお願ひを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞことし1年よろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田光男議員） これより1月会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、16番、藤原義一議員は都合により欠席する旨の通告がありました。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則126条の規定により

6番 村 松 信 一 議員

7番 昆 秀 一 議員

8番 藤 原 梅 昭 議員

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、平成27年12月22日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月28日までの360日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月28日までの360日間に決定いたしました。

日程第3 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第3、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日開催の1月会議の会議期間は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、1月会議の期間は本日1日と決定いたしました。

日程第4 請願・陳情

27請願第7号 TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印

中止を求める請願

○議長（廣田光男議員）　日程第4、請願・陳情を議題とします。

12月22日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。27請願第7号　TPP交渉の情報公開とTPPからの撤退・調印中止を求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託します。

日程第5　議案第1号　矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるについて

○議長（廣田光男議員）　日程第5、議案第1号　矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員）　提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第1号　矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号を記載することとされておりました町民税及び特別土地保有税に係る減免申請において、その付加記述を考慮し、個人番号の記載を要しないこととする地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことから、所要の改正を行うものであり、平成27年12月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたところであります。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　佐藤会計管理者兼税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君）　町長の命により、このたびの税条例改正に係る詳細についてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、番号法の取り扱いに当たりまして、個人番号の記載が必要とされておりました町民税と特別土地保有税、こちら平成27年中の所得及び土地取得にか

かわるものとの内容となってございます。マイナンバー法につきましては、ことし1月1日から導入されてございますけれども、それに伴いまして平成27年中の町民税及び特別土地保有税については個人番号の記載の取り扱いが変わってくるということで、ただいまのお話、町長の説明にもありましたとおり、減免申請、こちらに係る分につきましては個人番号を記載する必要がないということで今回の改正に至ったということでございます。

なお、今回の改正につきましては、昨年5月の専決でご承認賜りました一部改正、あと12月にも税条例の改正をしてございますが、それをさらに改正を行うというものでございます。

なお、先ほど町長からお話がございました平成27年12月25日に今回の地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたということで、地方自治法179条第1項、こちらは緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったということで専決事項とさせていただいたところでございます。

以上、詳細の説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるについて起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めるについては原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

日程第6 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成27年12月第2回会議において矢巾町課等の設置に関する条例等の一部改正の議決に伴い条例改正を行うところであります。

内容につきましては、ご案内のとおり農林課と商工観光課が統合して産業振興課に、また区画整理課と道路都市課が統合して道路都市課に、さらには生きがい推進課と住民課の2課が統合して住民課、福祉・子ども課、健康長寿課の3課となった改正であり、この改正に合わせて矢巾町議会委員会条例の産業建設常任委員会と教育民生常任委員会の所管課を変更するものであります。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第1号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会1月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午前10時23分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員